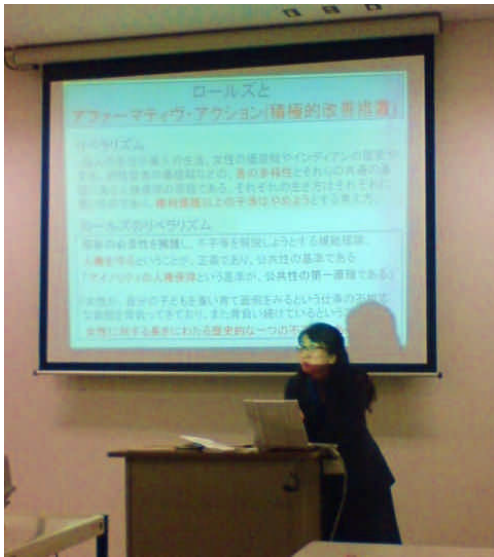


第五回性差医学研修会報告

平成 22 年 1 月 21 日に第五回として、東京医科歯科大学女性研究者支援室特任助教の小島優子による「ジェンダーの公正さとは何か～女性と男性の「公正」について」という講演を行いました。



ジェンダーは、①性別そのもの、②自分の性別が何かという意識、③社会的に作られた男女差（ジェンダー差）、④社会的に作られた男女別の役割（性役割）という意味において使われます。生物学的性（セックス）と文化的性（ジェンダー）とがどのように絡まり合っているかを見出し、そこから認識の変革を促すことが、ジェンダーを哲学的に捉えることの意義となります。

まず、男性と女性との性差は、歴史的にどのように捉えられてきたかについて確認しました。古代ギリシアのアリストテレス以降、女性は「質料」として身体的なもの、男性は「形相」として本質的、理性的なものとして捉えられ、この考え方が中世以降西洋キリスト教思想に継承されてきました。近代以降は、資本主義経済の発展とともに、女性は生殖を担う者として「家庭」に属し、男性は市場経済における

労働を担う者として「社会」に属するという区分が「家父長制」のもとに作られるようになりました。

近代の哲学者ヘーゲルもまた＜女性一家族＞、＜男性一国家＞という伝統的な家父長制の立場に立っているとフェミニズムの立場から批判されています。しかし、ヘーゲルによるソフォクレス『アンティゴネ』解釈では、アンティゴネが女性の司る家の掟に従い、男性の司る国家の掟に逆らうことによって、＜女性一家族＞、＜男性一国家＞と位置づけられていた世界を根本から突き崩すことができるのです。国家を司る男性と家族を司る女性とが対立する場合に、どちらかが善ないし正義であるのではなく、対立する双方が正義であり両者の相互関係によって全体としての調和がとれていると捉えるのが、ヘーゲルによる男性と女性との間の正義に関する見解です。男性社会の部外者、新参者として、男性社会の盲点を突くことができるところに、「共同体の永遠のイロニー」としての女性の利点があるのではないのでしょうか。

ジェンダーの公正さについては、ロールズ『正義論 再説』をもとに検討しました。ロールズによれば、正義には二原理があります。一つ目は「平等な自由原理」です。二つ目は社会的・経済的不平等は、二つの条件「機会均等の原理」と「格差原理」を充たさなければならないというものです。「格差原理」は、社会的・経済的不平等が、社会のなかで最も不利な状況にある構成員にとって最大の利益になるということです。この理論によれば、「男性が女性よりも、より大きな基本的権利をもっているとすれば、そのような不平等が正当化されるのは、それが女性の利益になり、かつ、女性の視点からみて受けいれられるときに限られる」ことになります。ロールズは善の多様性を原理とするリベラリズムの立場から、福祉の必要性を擁護し、不平等を解説しようとする規範理論を構築しました。この立場からは、「公正」とは男性と女性との権利が「平等」であることではなく、社会のなかで不利な状況におかれている女性にとって最大の利益になるように考えられなければなりません。現在大学で取り組まれているポジティブ・アクション（女性の雇用に対する積極的改善）についても、女性が社会的に不利な状況におかれている状況を鑑みて、男性と女性とを「公正」であるように処遇しなければなりません。

現代のジェンダー研究の立場からジュディス・バトラーは、「大学は大学における多様性の意義を検証するための「公共的な文化交流の場」でなければならない」ので、積極的改善措置には意義があると述べています。バトラーは、ジェンダーはパフォーメティヴなものであり一定していないとする立場にあります。このような立場から、現代において女性が家庭、男性が社会に位置づけられる状況への打開策の可能性を見出すことができます。